


災害時における特殊土木技術及び応急対策資材の 供給に関する協定書



広川町（以下「甲」という。）と全国トース技術研究組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害等に際し、甲と乙が相互に協力し、迅速かつ円滑に応急対策等を実施することにより、町民の生命、身体及び財産の安全確保並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

（協力内容及び甲の裁量）


第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項（以下「協力業務」という。）の実施を要請することができる。

- (1) 応急対策等に従事する要員（技術指導者を含む）の派遣
- (2) 乙が保有備蓄する資機材（トース土、大型土嚢、トース土ふとん籠等）の提供又は貸与
- (3) 前各号に付随する業務、及び甲乙協議により必要と認めた事項

2 本協定は、甲が災害時等において実施する全ての応急対策について、乙の工法、資材及びトース土等の使用を甲に義務付けるものではない。

3 甲が実施する他の事業又は他の工法による復旧活動等に対し、乙の技術やトース土を優先的に使用する義務を負わないものとし、現場の状況、経済性及び緊急性等を勘案し、他の資機材や工法を任意に選択できるものとする。

（要請の手続）



第3条 甲は、乙に協力を要請するときは、協力業務の内容、実施場所、期間等を明示した文書により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は電話、口頭等により要請することができる。ただし、この場合において、甲は事後速やかに文書を乙に送付しなければならない。

（実施の諾否）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、乙の本来業務に著しい支障がある場合を除き、優先的にこれに応ずるよう努めるものとする。なお、乙は要請に応ずることが困難な場合は、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(安全の確保)

第5条 乙は、協力業務の実施にあたり、要員の安全確保に最大限の配慮を払うものとする。

2 乙は、作業現場の状況等から判断し、二次災害の危険が極めて高いと認められるときは、甲と協議の上、業務の中断又は退避をすることができる。

(費用の負担及び支払い)

第6条 乙が協力業務を実施するために要した費用（以下「協力費用」という。）は、甲の負担とする。

2 協力費用の算定基準については、甲の定める諸規程、又は市場価格等に基づき、甲乙別途協議のうえ定めるものとする。

3 乙は、協力業務の終了後、速やかに実績報告書及び請求書を甲に提出するものとする。

4 平時における資機材の備蓄、管理及び維持に要する費用は、乙の負担とする。

(情報共有及び報告)

第7条 甲及び乙は、災害時に備えた連絡体制（連絡責任者及び連絡先等）をあらかじめ定め、相互に通知するとともに、変更があった場合は直ちに更新するものとする。

2 乙は、本協定に基づき備蓄する資機材の状況について、年1回、書面等により甲に報告するものとする。

(損害賠償及び補償)

第8条 乙の協力業務の遂行に伴い、乙の構成員が負傷し、死亡し、又は損害を被った場合は、乙が加入する保険又は法令の規定に基づき処置するものとし、甲は乙の過失によらない損害について協議のうえ補填するものとする。

2 協力業務において、第三者に損害を与えた場合の賠償責任は、甲が負うものとする。ただし、乙の故意または重大な過失に起因する場合は、乙がその責を負う。

(秘密の保持)

第9条 乙は、協力業務を通じて知り得た秘密（個人情報を含む）を、他に漏らしてはならない。本協定が終了した後も同様とする。

(反社会的勢力の排除)

第10条 甲及び乙は、自ら又は自らの役員若しくは実質的に経営を支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(有効期間)

第 11 条 本協定の有効期間は、締結の日から当該年度の末日までとする。

2 期間満了の 1 ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による解約の申し出がないときは、本協定はさらに 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第 12 条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙誠意をもって協議し、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 8 年 6 月 22 日

甲：福岡県八女郡広川町大字新代 1804 番地 1

広川町長 氷室 健太郎



乙：福岡県八女郡広川町大字水原 1434 番地 5

全国トース技術研究組合 理事長 陣内 和彦

